

# 令和6年度 同行援護従業者養成研修（一般課程）開催要項

## 1. 目的

同行援護サービス（※1）を提供する際に必要とされる知識・技術等の修得を図ることを目的に開催する。

※1 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。

## 2. 実施主体 島根県

## 3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター

## 4. 期日・開催場所・定員

会場	期日	開催場所	定員
松江	【前期】5月22日（水）、23日（木） 【後期】5月27日（月）、28日（火）	いきいきプラザ島根 403 研修室 （5月22、23、27日） 島根県民会館 307 会議室 （5月28日）	28名
浜田	【前期】6月17日（月）、18日（火） 【後期】6月24日（月）、25日（火）	いわみーる 401 研修室	20名

## 5. 受講対象者

下記①～③のいずれかに該当するもの。

- ①事業所に属する同行援護サービス従事予定者
- ②同行援護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者配置予定者  
【サービス提供責任者になるには、本研修及び別途開催の同行援護従業者養成研修（応用課程）の受講が必須です】
- ③島根県の地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員（本研修修了者とみなされる経過措置は令和9年3月末まで）

## 6. 申込・受講料・受講決定

- ①令和6年4月19日（金）17時まで受付ます。
- ②申込は、島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センターホームページ <https://www.shimane-fjc.com/> 『研修受講サポートシステム』によりお申込みください（マニュアルをご覧ください、手順に従って入力ください）。  
 →  →  →  にて申込完了となります。  
※事業所の登録は初回システム利用時、1回登録するだけで全ての研修への対応が可能です（登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください）。  
※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。 ※お申し込みは法人、事業所のご担当者の方が行ってください。
- ③受講の決定は、4月下旬ごろに通知を発送します。受講決定通知に付属の請求書及び払込取扱票を使い、記載の振込期限日までに受講料をお振込みください（手数料はご負担ください）。  
**受講料 ひとり3,000円（非課税）**
- ④受講決定後のキャンセルはご遠慮ください。やむを得ずキャンセルをされる場合、振込期限日の17時までに、ご連絡をいただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料はご負担ください）。
- ⑤定員を上回る申し込みがあった場合は受講申込時の優先順位を参考に受講決定を行います。

## 7. 実習について

- ①実習では会場周辺を歩きますので、歩きやすい靴、両手が使えるようなカバン（リュック等）でご参加ください。また、長袖の上着・アームカバー、天候に応じて、各自雨具や防寒具等をご準備ください。
- ②アイマスクをご持参ください。（百円ショップのもので可）
- ③全4日間のうち3日間は食事体験及び食事介助実習を実施しますので、昼食はこちらで斡旋するものを購入して頂きます。（予定600円税込・領収書有）
- ④お金全金種（1万円札・5千円札・千円札・500円玉・100円玉・50円玉・10円玉・5円玉・1円玉）及び印鑑（シャチハタ不可）を使用します。
- ⑤乗降訓練として路線バスに乗ります。その際はバス代（小銭、バスカード）をご負担ください。（なお、領収書は発行できません）

※実習についての詳しい案内は、受講決定通知に同封します。

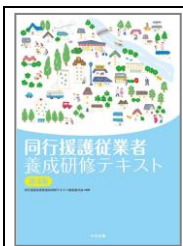
## 8. 修了証書の交付等

- ①本研修の全科目を修了した方には修了証明書及び携帯用修了証明書を交付します。
- ②欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
- ③研修受講態度が著しく不良であると認められる場合（※2）は、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

※2 他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為、研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等における消極的な態度も含む）、研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、居眠り等）

## 9. テキストについて

本研修会では、下記テキストを使用します。購入方法については、受講決定通知書でお知らせします。



### 同行援護従業者養成研修テキスト 第4版（2021年11月刊行）

◆B5判／222頁／2色刷 ◆定価 2,640円（本体 2,400円＋税 10%）

【販売】中央法規出版株式会社 広島営業所〒732-0804 広島市南区西蟹屋2-9-12 FKDビル3F  
TEL.082-568-5870 FAX.082-568-5871

## 10. その他

- ①地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、研修受講サポートシステムに登録されたFAX番号（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- ②研修中の録音・録画はできません。
- ③研修会場の室温調整は個別に対応できかねる場合があります。衣服等で調節ができるようにご準備ください。
- ④駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ⑤感染症防止のため、受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑥研修受講にあたって合理的配慮の必要な方は、申込の際にお知らせください。（事前にお知らせのない場合は対応が間に合わないことがあります）

## 11. 会場

松江会場（5/22、23、27）	松江会場（5/28）	浜田会場（全日程）
いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3	島根県民会館 松江市殿町 158	いわみーる 浜田市野原町 1826-1
○JR 松江駅バス停より南循環線（外回り）にて約 15分「県合同庁舎前」下車	○JR 松江駅バス停より北循環線（外回り）で約 10分「県民会館前」下車	○JR 浜田駅より「県立大学」行きまたは「大学循環」にて約 10分「いわみーる」下車

※詳しくは各施設のホームページでご確認ください

## 12. 問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：足立・永瀬  
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

## 令和6年度同行援護従業者養成研修（一般課程）日程表

		時間	内容
前期	1日目 松江会場 5/22 浜田会場 6/17	9:00～ 9:20	受付
		9:25～ 9:30	オリエンテーション
		9:30～10:30	講義（島根県） 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス
		10:30～16:30	同行援護の制度と従業者の業務 障害・疾病の理解
後期	2日目 松江会場 5/23 浜田会場 6/18	松江 9:30～16:00 浜田 9:30～16:30	障害者（児）の心理 情報支援と情報提供 代筆・代読の基礎知識
		同行援護の基礎知識	
前期	1日目 松江会場 5/27 浜田会場 6/24	9:30～16:30	基本技能（手引き） 応用技能（道路・階段・ドア・エスカレーター等）
			交通機関の利用（バス・電車の乗降訓練）
後期	2日目 松江会場 5/28 浜田会場 6/25	松江 9:30～16:30 浜田 9:00～16:00	場面別技能（食事体験・食事介助ほか） 振り返り・まとめ

※詳しいスケジュールは研修時に配布します。

※全日程小休憩及び約1時間程度の昼休憩があります。

※進行状況に応じ、時間、内容を変更することがあります。

### 【講師】敬称略（予定）

庄司 健 社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスイブライリー  
 伊藤 聡 社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスイブライリー  
 柳井喜代臣 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 島根県西部視聴覚障害者情報センター  
 曾田 秀聡 島根県立盲学校